

【改正】（取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうか等の判定）

42 の 12-4 措置法第 42 条の 12 の規定の適用上、一の特定業務施設（同条第 1 項に規定する特定業務施設をいう。以下同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうか又は 10 億円以上であるかどうかは、その特定業務施設が記載された同項又は同条第 2 項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに判定することに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の対象となる特定建物等の取得価額の合計額の上限の判定単位について明らかにしている。
- 2 本制度の特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円を超える場合には、80 億円にその特定建物等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とされている（措法 42 の 12①）。
- 3 また、令和 8 年度の税制改正により、一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 10 億円以上のものである等の要件を満たす場合における特別償却割合及び税額控除割合が引き上げられた（措法 42 の 12①一②一、措令 27 の 12②）
- 4 ここで、逐次、特定業務施設の整備を進めているような場合は、その整備の規模をどのような単位で捉えるか疑問が生ずる。これについては、その整備に係る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうか又は 10 億円以上であるかどうかで判定することを、本通達において留意的に明らかにしている。